

「改正消安法」（乳幼児用玩具規制）の施行の準備状況

「改正消安法」関係		ST 基準・ST マーク関係
対象範囲	「子供用特定製品」として「乳幼児用玩具」（3 才未満向け玩具）を指定 (政令、運用解釈通達)	
技術基準	・技術上の基準（技術基準）（性能規格） ・技術基準に適合する規格として、「ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023」、「EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020」又は「ASTM F963-23（4.1, 4.2, 4.5～4.19, 4.21～4.28 及び 4.30～4.41 に限る。）」を列挙（運用解釈通達） ・「ST2025」が技術基準に適合する規格である旨を経産省が確認 (法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）による確認)	・「ST2025」を制定（2025 年 4 月施行）
対象年齢・注意の文言	・「使用に適した年齢に関する基準」（技術基準省令、運用解釈通達） ・「対象年齢」「注意を促す文言」の表示（技術基準省令、運用解釈通達）	・「玩具の対象年齢の決定のための情報（2024 年版）」 (ST ISO/TR 8124-8:2024)
マーク	・「子供 PSC マーク」のデザイン（技術基準省令）	・ST2025 の「新 ST マーク」（制度要綱） ・「乳幼児用玩具」に使用する「新 ST マーク」（制度要綱）
事業届出	・「型式区分」（48 通り）（技術基準省令）、届出様式（技術基準省令、法令業務ガイド）、損害賠償保険（技術基準省令）	・ST マーク使用許諾契約企業は PL 賠償補償共済加入
	・ブランド企業が届出事業者となることのできる条件（製造・輸入事業者） （届出時：代表的な契約書の写し（型式区分毎）、義務・命令対象等に係る代表者名の確認文書） （立入時：契約書全て、検査記録、全ての商品パッケージ（画像可）等を用意）	（・ST 検査報告書を元に検査記録作成）
	・工場届出不要の要件 （届出時：代表的な契約書の写し（型式区分毎）、届出時の工場一覧） （立入時：契約書全て、最新の工場一覧、検査記録等を用意）	（・ST 検査報告書を元に検査記録作成）
検査記録の作成保存	・区分、材質等の概要、検査方法、検査結果等を記録、保存（技術基準省令）	・添付の ST 検査報告書を参照することで記載内容を大幅に簡略
立入検査	・経済産業省又は経済産業大臣からの指示に基づき NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）が行う届出事業者への立入検査	
	・地方自治体が行う販売事業者への立入検査	

- 「技術基準省令」：経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令
（「技術基準」「使用に適した年齢に関する基準」「注意を促す文言」「届出事項（型式区分（48 通り）・工場届出不要の要件）」「子供 PSC マークの図柄」を規定）
- 「運用解釈通達」：消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（経産省）
- 「法令業務ガイド」：消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（経産省）
- 「Q & A」：製品安全 4 法改正に関する FAQ（経産省）